

# 病 院 だ よ り

健康懇話会拡大版のお知らせ

心不全の診断と治療

有馬 瑞浩

病院の廃棄物適正処理の取り組み

長山 昭

国際親善総合病院

〒245-0006 横浜市泉区西が岡1-28-1  
TEL 045(813)0221 (代表)  
FAX 045(813)7419 (庶務課)

URL <http://shinzen.jp>

国際親善総合病院看護部  
モバイルサイト



## 病院だより

平成22年3月12日

# 健康懇話会 **拡大版** のお知らせ

毎月第2金曜日 15:00 から約1時間にて開催いたしております健康懇話会を3月12日(金)は、横浜市健康福祉局医療安全課にご協力をいただき、14:00 から約2時間の拡大版で開催いたしますので、ぜひご参加ください。

平成22年3月12日 (金) 14:00～

### 第1部 14:00～

#### 「お医者さんへの上手なかかり方」

横浜市健康福祉局医療安全課係長 小川 信也

お医者さんにかかったときに疑問に思ったことや、不満を感じたことはありませんか？

病気やケガでお医者さんにかかる機会はどこにもあると思いますが、より良い医療を受けるためには、すべてをお医者さんまかせにするのではなく、自分も患者として主体的に治療に参加することが必要です。

そのためには、基本的な医療制度のしくみや、お医者さんとのかわり方を知っていることが大事です。

また、横浜市では、「医療安全相談窓口」を設置し、患者さんや市民の方から、医療に関する相談や苦情をお受けしていますが、窓口寄せられる相談事例も交えながら、“安全で納得のいく医療を受けるためにはどうすべきか”をみなさんと一緒に考えたいと思います。  
(※「腕のよいお医者さんのみつけ方」をお話しするものではありません。)

### 第2部

#### 「トイレのことを気にしない暮らしへ」 病院長 村井 勝

\* 詳細は、病院だより第188号  
(平成22年2月10日発行)にてご案内いたします。

# 心不全の診断と治療

— 知っておきたい心不全の症状と治し方 —

心臓は全身の臓器に血液を送り込むポンプの働きをしていますが、その機能が低下すると臓器に必要な血液を送ることができなくなり、息切れ、呼吸困難、疲れや全身にむくみが生じます。このような心臓の働きが不十分な結果起きた体の状態を心不全と言います。心不全は病名というよりは、心臓が衰えた状態をあらわす症候名です。心臓の働きのうち、どの程度低下しているのか、その低下が急に起こってきたのか、徐々に起こってきたのかによって心不全の種類や程度はさまざまです。それは心不全をきたす原因は一つではないからで

す。心筋梗塞や心臓弁膜症などあらゆる心臓病はもちろんのこと、高血圧で長年心臓に負担がかかっている場合などでも心不全の原因となります。心不全は多彩な症状を呈しますが、最初は坂道や階段を上る際に動悸や息切れを生じたり、病状が進行すると平地を歩いても息苦しくなります。さらに進むと、夜、床につくと咳が出たり、息苦しさで寝られなくなったりします。また足にむくみが出ることもあります。初期段階であれば多くの場合内服治療で症状を改善させることができます。治療薬としては、尿の排泄を促進する利尿薬のほか、レニン・アンジオテンシン系阻害薬、 $\beta$ 遮断薬が主に用いられます。

また、心不全を防ぐには、いま自分がどの程度の心機能であるのかを正確に知り、過度な飲酒や過度な運動はしない、たばこはやめる、塩分も取りすぎないなど、悪化させるような因子を避ける生活を心掛けましょう。毎日決まった時間に体重をチェックすることも重要です。



循環器内科部長 有馬 瑞浩

## ご案内

このテーマは

平成22年1月8日(金) 15:00～約1時間の健康懇話会にて

講演予定です。

(入場無料、予約不要、どなたでもご自由にご参加ください。)

## 病院の廃棄物適正処理の取り組み

廃棄物の適正処理の根拠は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で厳しく規制されています。

事業所からの廃棄物は「自ら処理しなければならない」と規制されていますが、現実には多くの専門業者に委託しています。

さて、病院から排出する廃棄物の種類は、一般廃棄物（燃えるごみ）と産業廃棄物（燃えないごみ）そして病院特有の特別管理廃棄物（感染性廃棄物）に分類ができます。

では、病院特有の感染性廃棄物の処理状況について紹介をします。感染性廃棄物の定義は、形状の観点から①血液、血清、血漿などが付着したもの②手術などに伴って発生する病理廃棄物③血液が付着した注射針、メスなどの鋭利物などです。

年間の実績では、やく100トン（普通車100台分の重さ）も発生し、処分費に数百万円の経費を要しています。院内発生場所には、足踏み式の専用容器が配置され、敷地内の専用保管場所まで清掃業者が回収しています。専用保管場所から、毎日、収集運搬業者が中間処理施設（焼却）まで搬送し、焼却後の灰は最終処分地（埋立）にて適正に処分を行っています。

その感染性廃棄物は、不法投棄の防止から、病院、収集・運搬業者、処分業者に廃棄物の種類、数量を記載した廃棄物管理票（7枚セット）にて適正に処理することが規制されています。

では、感染性廃棄物管理票の流れを概念図にて解説します。病院の廃棄物は、受け入れ先の中間処理施設にて、管理票の記載内容を検証し、その結果を病院に返送します。中間処理施設は、廃棄物を焼却して無害化・減量化します。最終処分地は、中間処理施設から無害化された廃棄物を管理票にて受け入れ、埋立処分します。病院は、各処理施設から返送された管理票が指示どおりに処理されたことを確認しています。その廃棄物管理票は、5年間保管の義務があります。

（感染性廃棄物管理票の流れの概念図）



当院では、発生した廃棄物の減量・資源化に取り組んでいます。充電器乾電池の使用、食用油の回収、ペットボトル類や空ビン、缶の分別回収、ダンボール・ミックスーパー類の分別回収などを積極的に行っています。

施設用度課長 長山 昭